

受付印

令和 年度 市民税・県民税申告書

(令和 年1月1日から12月31日の所得に係る申告)

※確定申告書を提出する方は、提出不要です。



(あて先)
湖西市長
年 月 日提出

市役所
確認欄 ☐

現 住 所		市役所記入欄	
		電 話 番 号	
令和 年1月1日 時 点 の 住 所	(同上の場合は記入不要)	職 業	
ふ り が な		生 年 月 日	
氏 名		大・昭 平・令	年 月 日
個 人 番 号		市役所記入欄	

I. 無所得の申告 (該当するものにレ点を入れてください)

☐ 扶養されていた 扶養者氏名 _____ 申告者から見た続柄 _____
別居の場合住所 _____

☐ 非課税の収入があった 収入の種類 (遺族年金・障害年金・雇用(失業)保険・生活保護・その他) _____

☐ その他 _____

II. 所得の申告

1. 総合課税所得

所得の種類	会社名/所得の生ずる場所	収 入 金 額	必 要 経 費	専従者/特別控除	所 得 金 額
営 業 等					円
農 業					
不 動 産					
利 子					
配 当					
給 与			(給与所得控除額)		
公 的 年 金			(公的年金等控除額)		
雑 業 務					
そ の 他					
譲 渡 一 時	総合短期				(総合長期と一時は1/2の金額)
	総合長期				
	一 時				
合 計					円

2. 分離課税所得

所得の種類	所得の生ずる場所	収 入 金 額	必 要 経 費	特 別 控 除	所 得 金 額
分離短期譲渡					円
分離長期譲渡					
株式等の譲渡					
上場株式等の配当					

源泉徴収票、生命保険料の支払証明書などの
添付書類をここに貼ってください。

Ⅲ. 所得控除の申告

雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
		年 月 日	
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	
	円	円	
	セルフメディケーション税制を適用 ☐		
社会保険料控除 小規模企業 共済等掛金控除	社会保険の種類	支払った保険料	
		円	
	合 計		
生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	
	円	円	
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	
	円	円	
介護医療保険料の計			
	円		
地震保険料控除	地震保険料の計	長期損害保険料の計	
	円	円	
寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除	☐ 寡婦控除	☐ ひとり親控除	☐ 勤労学生控除
	死別・生死不明 離婚・未婚遺	(学校名)	
障害者控除	氏 名	障害の程度	最 度
			最 度
配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	配偶者の氏名	個人番号	
	生年月日	配偶者の合計所得	☐ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)
扶 養 親 族	対象者	生年月日	続柄
	氏 名	大・昭・平・令	
	個人番号	年 月 日	
	氏 名	大・昭・平・令	
	個人番号	年 月 日	
	氏 名	大・昭・平・令	
氏 名	大・昭・平・令		
個人番号	年 月 日		

◎事業専従者に関する事項

対 象 者	続柄	生年月日	所得月数	専従者給与額
氏名		大・昭・平・令	月	円
個人番号		年 月 日		
氏名		大・昭・平・令		
個人番号		年 月 日		
氏名		大・昭・平・令		
個人番号		年 月 日		

※白色専従者の場合、専従者控除の総額は事業所得/(専従者+1)まで。配偶者は86万円、その他の専従者は50万円を上限とします。

◎事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用前の 不動産所得		円
事業用資産の 譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白)
前年中の開・廃業	開始・廃止	月 日
他都道府県の事務所	有	無

◎寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日本赤十字 都道府県、市区町村分 (特例控除対象外)	
条例指定分	都道府県
	市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄付した金額を記入してください。

◎配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配 当 割 額	円
株式等譲渡所得割額	円

◎所得金額調整控除に関する事項

対 象 者	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	別居の場合の住所
氏名		大・昭・平・令	最 度	
個人番号		年 月 日	最 度	

◎給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和
年4月1日において65歳未満の方は給与所得
以外)の市民税・県民税の納税方法(希望する
方法にレ点を入れてください)

- ☐ 給与から差引き(特別徴収)
☐ 自分で納付(普通徴収)